４　裁判官は、裁判書の謄本に代わるもの（第二百九十条第二項に規定する略式命令抄本等を含む。以下この項において同じ。）を書面をもつて作成したときは当該裁判書の謄本に代わるものに記載した事項を、裁判書の謄本に代わるものを電磁的記録をもつて作成したときは当該裁判書の謄本に代わるものを、それぞれファイルに記録しなければならない。ただし、当該裁判書の謄本に代わるものに記載した事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

（裁判書の記載要件等）

第五十六条　裁判書には、特別の定めのある場合を除いては、裁判を受ける者の氏名、年齢、職業及び住居を記載し、又は記録しなければならない。裁判を受ける者が法人（法人でない社団、財団又は団体を含む。以下同じ。）であるときは、その名称及び事務所を記載し、又は記録しなければならない。

２　判決書には、前項に規定する事項のほか、公判期日に出席した検察官の官氏名を記載し、又は記録しなければならない。

（裁判書等の謄本、抄本等）

第五十七条　裁判を記載した調書又は裁判書、勾留状に代わるものその他の令状に代わるもの若しくは裁判書の謄本に代わるもの（第二百九十条第二項に規定する略式命令抄本等を含む。）であつて書面であるものの謄本又は抄本は、原本又は謄本によりこれを作らなければならない。

２　判決書又は調書判決の抄本は、裁判の執行をすべき場合において急速を要するときは、前項の規定にかかわらず、被告人の氏名、年齢、職業、住居及び本籍、罪名、主文、適用した罰条、宣告をした年月日、裁判所並びに裁判官の氏名を記載してこれを作ることができる。

３　判決書又は調書判決が電磁的記録である場合にあつては、当該判決書又は当該調書判決に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該判決書又は当該調書判決に記録されている事項と同一であることの証明がされたものは、裁判の執行をすべき場合において急速を要するときは、被告人の氏名、年齢、職業、住居及び本籍、罪名、主文、適用した罰条、宣告をした年月日、裁判所並びに裁判官の氏名を記載し、又は記録してこれを作ることができる。

４　第二項の抄本又は前項の判決書若しくは調書判決に記録されている事項の一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該判決書若しくは調書判決に記録されている事項と同一であることの証明がされたものは、判決をした裁判官が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとつたものに限り、その効力を有する。

一　これらが書面である場合　その記載が相違ないことを証明する旨を付記して認印すること。

二　これらが電磁的記録である場合　その記録が相違ないことを証明する旨を当該電磁的記録上明らかにする措置をとること。

５　前項の場合には、第五十五条第二項の規定を準用する。ただし、同項（第一号に係る部分に限る。）の規定による署名押印に代えて認印することができる。

６　判決書又は調書判決に起訴状その他の書面又は電磁的記録に記載され又は記録された事実が引用された場合には、当該判決書又は当該調書判決の謄本（判決書又は調書判決が電磁的記録である場合にあつては、当該判決書又は当該調書判決に記録されている事項の全部を記載し、

［新設］

（裁判書の記載要件）

第五十六条　裁判書には、特別の定のある場合を除いては、裁判を受ける者の氏名、年齢、職業及び住居を記載しなければならない。裁判を受ける者が法人（法人でない社団、財団又は団体を含む。以下同じ。）であるときは、その名称及び事務所を記載しなければならない。

２　判決書には、前項に規定する事項の外、公判期日に出席した検察官の官氏名を記載しなければならない。

（裁判書等の謄本、抄本等）

第五十七条　裁判書、裁判を記載した調書、勾留状に代わるものその他の令状に代わるもの又は裁判書の謄本に代わるもの（第二百九十条第二項の略式命令の謄本に代わるものを含む。）の謄本又は抄本は、原本又は謄本によりこれを作らなければならない。

２　判決書又は判決を記載した調書の抄本は、裁判の執行をすべき場合において急速を要するときは、前項の規定にかかわらず、被告人の氏名、年齢、職業、住居及び本籍、罪名、主文、適用した罰条、宣告をした年月日、裁判所並びに裁判官の氏名を記載してこれを作ることができる。

［新設］

３　前項の抄本は、判決をした裁判官がその記載が相違ないことを証明する旨を付記して認印したものに限り、その効力を有する。

［新設］

４　前項の場合には、第五十五条後段の規定を準用する。ただし、署名押印に代えて認印することができる。

５　判決書に起訴状その他の書面に記載された事実が引用された場合には、その判決書の謄本又は抄本には、その起訴状その他の書面に記載された事実をも記載しなければならない。ただし、抄本について当該部分を記載することを要しない場合は、この限りでない。